

社会保障審議会生活保護基準部会報告書参考資料(平成 29 年検証)(案)

1 消費支出階級五十分位別の消費支出データ分析

(1) 分析の考え方

- 各費目の支出弾力性(消費支出が 1 % 増加するとき、当該支出費目が何% 変動するかを示した指標)に着目し、支出弾力性が 1 未満の費目を「固定的経費」、1 以上の費目を「変動的経費」と定義する。さらに、消費支出額を変化させた時に固定的経費の支出割合が急激に変わる点を検証する。

(2) 使用データ

- 夫婦子 1 人世帯、高齢夫婦世帯とする。なお、生活保護を受給していると推察される世帯は除去している。その条件は以下のとおり。

(生活保護受給世帯と推察される条件)

- ・ 支出費目「NHK 受信料」、「保健医療(医科)」、「保健医療(歯科)」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「0」
- ・ 「住宅ローン」なし
- ・ 収入費目「他の社会保障給付」の計上がされている(※)

※ 児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る。

(3) 固定的経費、変動的経費の判定

ア 判定方法の考え方

- (2)に掲げた世帯類型別に消費支出総額及び用途分類における各支出費目を用いて回帰分析を行い、各費目の支出弾力性が 1 を有意(有意水準: 5%)に下回った場合、固定的経費に、1 を有意(有意水準: 5%)に上回った場合、変動的経費にそれぞれ分類する。なお、1 を有意に上回らなかった(下回らなかった)費目については、その上位項目の固定的経費、変動的経費の格付で代替することとする。

イ 判定に用いた回帰式

- $\ln(C_i) = \text{const}_i + \eta_i \ln(Y)$ とする。なお、 C_i は第 i 支出費目の消費支出、 Y は消費支出総額、 η_i は第 i 支出費目の支出弾力性である。

ウ 固定的経費、変動的経費の判定結果

- 固定的経費、変動的経費の判定結果は次頁のとおりとなった。

	夫婦子1人世帯	高齢夫婦世帯
食料	固定	固定
穀類	固定	固定
米	固定	固定
パン	固定	固定
麺類	固定	固定
他の穀類	固定	固定
魚介類	固定	固定
生鮮魚介	固定	固定
塩干魚介	固定	固定
魚肉練製品	固定	固定
他の魚介加工品	固定	固定
肉類	固定	固定
生鮮肉	固定	固定
加工肉	固定	固定
乳卵類	固定	固定
牛乳	固定	固定
乳製品	固定	固定
卵	固定	固定
野菜・海藻	固定	固定
生鮮野菜	固定	固定
乾物・海藻	固定	固定
大豆加工品	固定	固定
他の野菜・海藻加工品	固定	固定
果物	固定	固定
生鮮果物	固定	固定
果物加工品	固定	固定
油脂・調味料	固定	固定
油脂	固定	固定
調味料	固定	固定
菓子類	固定	固定
調理食品	固定	固定
主食的調理食品	固定	固定
他の調理食品	固定	固定
飲料	固定	固定
茶類	固定	固定
コーヒー・ココア	固定	固定
他の飲料	固定	固定
酒類	変動	固定
外食	変動	変動
一般外食	変動	変動
学校給食	固定	固定
賄い費	固定	固定
住居	変動	変動
家賃地代	固定	固定
設備修繕・維持	変動	変動
設備材料	固定	変動
工事その他のサービス	変動	変動
光熱・水道	固定	固定
電気代	固定	固定
ガス代	固定	固定
他の光熱	固定	固定
上下水道料	固定	固定
家具・家事用品	固定	-
家庭用耐久財	変動	変動
家事用耐久財	変動	変動
冷暖房用器具	固定	固定
一般家具	固定	固定
室内装備・装飾品	固定	変動
寝具類	固定	固定
家事雑貨	固定	変動
家事用消耗品	固定	固定
家事サービス	固定	変動

	夫婦子1人世帯	高齢夫婦世帯
被服及び履物	変動	変動
和服	固定	固定
洋服	変動	変動
男子用洋服	変動	変動
婦人用洋服	変動	変動
子供用洋服	固定	固定
シャツ・セーター類	変動	変動
男子用シャツ・セーター類	変動	変動
婦人用シャツ・セーター類	変動	変動
子供用シャツ・セーター類	固定	固定
下着類	変動	変動
男子用下着類	変動	変動
婦人用下着類	変動	変動
子供用下着類	固定	固定
生地・糸類	固定	固定
他の被服	変動	変動
履物類	変動	変動
被服関連サービス	変動	変動
保健医療	変動	変動
医薬品	変動	変動
健康保持用摂取品	変動	変動
保健医療用品・器具	固定	変動
保健医療サービス	変動	変動
交通・通信	-	変動
交通	変動	変動
自動車等関係費	変動	変動
自動車等購入	変動	固定
自転車購入	固定	固定
自動車等維持	変動	変動
通信	固定	固定
教育	変動	固定
授業料等	変動	固定
教科書・学習参考教材	固定	固定
補習教育	変動	固定
教養娯楽	変動	変動
教養娯楽用耐久財	変動	変動
教養娯楽用品	変動	変動
書籍・他の印刷物	変動	固定
教養娯楽サービス	変動	変動
宿泊料	変動	変動
パック旅行費	変動	変動
月謝類	変動	変動
他の教養娯楽サービス	変動	変動
その他の消費支出	変動	変動
諸雑費	変動	変動
理美容サービス	変動	変動
理美容用品	変動	変動
身の回り用品	変動	変動
たばこ	固定	固定
他の諸雑費	変動	変動
こづかい(使途不明)	変動	変動
交際費	変動	変動
食料	変動	変動
家具・家事用品	固定	固定
被服及び履物	固定	変動
教養娯楽	変動	変動
他の物品サービス	変動	変動
贈与金	変動	変動
他の交際費	変動	変動
仕送り金	変動	固定

注：「-」は、大分類かつ、有意な結果とならなかったため、判定を行うことができなかった費目である。

(4) 消費動向の分析

ア 分析方法の考え方

- 消費支出が変化する時に固定的経費の支出割合が急激に変わる点を検証する。

イ 分析に使用するデータ

- 1(2)と同じ。

ウ 検証の方法

- 各サンプルの固定的経費の支出割合を算出し、折れ線回帰分析を用いて、消費支出が変化する時の固定的経費の支出割合の動向が統計的に有意（有意水準：5%）に変化する点を検証する。なお、折れ線回帰分析を行う際は、あらかじめノット（折れ線回帰直線が折れる可能性がある点）を設定する必要があるが、このノットを第1～49・五十分位値とした。

エ 検証結果

- 以上の条件を基に、折れ線回帰分析を行った結果は次のようになった。

夫婦子1人世帯(N=3481)

- 折れ線回帰直線の傾き

消費支出分位	直線の傾き	t値
第1～11	-0.013	-9.40 ***
第12～40	-0.008	-12.22 ***
第41	0.057	3.09 **
第42～46	-0.014	-4.90 ***
第47	0.009	1.36
第48～49	-0.006	-4.83 ***
第50	-0.001	-3.78 ***

- 折れ線回帰直線の傾きの差の検定結果

比較分位	t値
第1～11 と 第12～40	2.49 *
第12～40 と 第41	3.50 ***
第41 と 第42～46	-3.41 **
第42～46 と 第47	2.71 **
第47 と 第48～49	-2.00 *
第48～49 と 第50	3.33 **

高齢夫婦世帯 (N=9792)

○ 折れ線回帰直線の傾き

消費支出分位	直線の傾き	t値
第1～6	-0.030	-18.66 ***
第7～30	-0.015	-27.33 ***
第31	0.020	1.67 †
第32～40	-0.010	-6.43 ***
第41～42	0.001	0.24
第43～46	-0.009	-7.48 ***
第47～50	0.000	0.59

○ 折れ線回帰直線の傾きの差の検定結果

比較分位	t値
第1～6 と 第7～30	7.83 ***
第7～30 と 第31	2.82 **
第31 と 第32～40	-2.26 *
第32～40 と 第41～42	2.11 *
第41～42 と 第43～46	-2.20 *
第43～46 と 第47～50	6.35 ***

(有意水準は *** : $p < 0.001$ ** : $p < 0.01$ * : $p < 0.05$ † : $p < 0.1$)

- 夫婦子1人世帯については第11・五十分位値で、高齢夫婦世帯については第6・五十分位値で固定的経費の支出割合が有意に上方に変化していることが確認された。

2 年収階級五十分位別の消費支出データ分析

(1) 分析の考え方

- 年収階級五十分位の消費支出データから変曲点（消費支出が急激に変化する点）を検証する。

(2) 使用データ

- 夫婦子1人世帯、高齢夫婦世帯とする。なお、1と同様、生活保護を受給していると推察される世帯は除去している。

(3) 検証の方法

- 折れ線回帰分析を行うことにより、世帯年収が変化する時の消費支出が統計的に有意（有意水準：5%）に変化する点を検証する。なお、折れ線回帰分析を行う際は、あらかじめノット（折れ線回帰直線が折れる可能性がある点）を設定する必要があるが、このノットを第1～49・五十分位値とした。また、夫婦子1人世帯については、データのバラツキを一定程度に抑えるため、消費支出については対数をとるとともに、五十分位毎に平均±2σの外れ値を除外している。

(4) 検証結果

- 以上の条件を基に、折れ線回帰分析を行った結果は次のようになった。

夫婦子 1 人世帯 (N=3481)

- 折れ線回帰直線の傾き

年収分位	直線の傾き	t値
第1～3	0.002	4.84 ***
第4～17	0.001	4.26 ***
第18	0.015	2.50 *
第19	-0.010	-2.25 *
第20～44	0.001	13.81 ***
第45～50	0.000	4.09 ***

- 折れ線回帰直線の傾きの差の検定結果

比較分位	t値
第1～3 と 第4～17	-2.31 *
第4～17 と 第18	2.35 *
第18 と 第19	-2.44 *
第19 と 第20～44	2.46 *
第20～44 と 第45～50	-4.22 ***

高齢夫婦世帯 (N=9792)

- 折れ線回帰直線の傾き

年収分位	直線の傾き	t値
第1	-0.014	-4.68 ***
第2～8	0.031	7.28 ***
第9	0.176	3.68 ***
第10～16	0.018	1.48
第17～19	0.157	3.87 ***
第20～23	-0.084	-2.35 *
第24	0.389	3.86
第25～46	0.017	10.64
第47～50	0.006	5.26 ***

- 折れ線回帰直線の傾きの差の検定結果

比較分位	t値
第1 と 第2～8	8.24 ***
第2～8 と 第9	2.89 **
第9 と 第10～16	-2.78 **
第10～16 と 第17～19	2.87 **
第17～19 と 第20～23	-3.36 **
第20～23 と 第24	3.66 ***
第24 と 第25～46	-3.66 ***
第25～46 と 第47～50	-4.92 ***

(有意水準は *** : $p < 0.001$ ** : $p < 0.01$ * : $p < 0.05$ † : $p < 0.1$)

- 夫婦子 1 人世帯については第 3・五十分位値で、高齢夫婦世帯については第 9・五十分位値で回帰直線の傾きに有意な差があることが認められた。

3 年齢階級別（第 1 類費）の基準額の検証

(1) 検証の考え方

- 年齢階級別の生活扶助基準額（第 1 類費）の比率（指数）と、一般低所得世帯の第 1 類費相当消費支出の年齢階級別の比率（指数）について、どの程度乖離があるかを検証する。

(2) 検証に用いるデータ

- 世帯人員別 1 人当たり年収階級第 1・十分位とする。なお、1 及び 2 と同様に生活保護を受給していると推察される世帯は除去している。さらに、支出額が極端に高いデータについては、トップコーディングを行うことにより、

99 パーセントタイル値に補正するとともに、第 1 類費相当支出、第 2 類費相当支出のいずれかがゼロであるサンプルは除去している。

(3) 検証の方法

- 年齢階級毎の 1 人当たり消費支出（第 1 類費相当支出）を指数化し、各年齢階級の第 1 類費基準額の指数と比較する。なお、平成 24 年検証から、様々な年齢構成からなる世帯の消費データから年齢階級別の世帯員 1 人当たりの消費額を推計するため、回帰分析を用いているが、今回の検証においても回帰分析により、年齢階級別の消費支出を推計する。

ア 回帰式の推定

- 平成 24 年検証に用いたものを基礎としつつ、世帯の消費支出に影響を与える要素として、年収も考えられることから、年収を表す変数を追加する。また、被説明変数は第 1 類費相当支出額の自然対数とする。
- 回帰式の推計結果は次の表のとおりである。

・ 第 1 類費相当支出（N = 6603）

	係数	t 値
定数項	9.63	139.21 ***
0～5歳人員数	0.37	16.9 ***
6～11歳人員数	0.39	17.57 ***
12～17歳人員数	0.44	19.49 ***
18～64歳人員数	0.43	21.23 ***
65～74歳人員数	0.39	16.55 ***
75歳以上人員数	0.28	11.84 ***
世帯人員数の 2 乗	-0.03	-14.15 ***
1 級地 1 ダミー	0.08	4.35 ***
1 級地 2 ダミー	0.05	2.51 *
2 級地 2 ダミー	0.02	0.81
3 級地 1 ダミー	-0.07	-4.83 ***
3 級地 2 ダミー	-0.11	-6.15 ***
ネット資産（貯蓄－負債）	0.00	16.59 ***
家賃地代支出の自然対数	-0.01	-9.31 ***
世帯年収の自然対数	0.14	8.94 ***
F 値		245.38 ***
自由度調整済み決定係数		0.40

（有意水準は ***：p<0.001 **：p<0.01 *：p<0.05 †：p<0.1）

イ 年齢階級別消費の指数化

- 回帰式の係数を用いて年齢階級別の消費の差を指数化する。例えば、6～11 歳における 0～5 歳を 1 とした指数を算出する際には、 $e^{(0.39(6\sim11 \text{ 歳の係数}))}$ を $e^{(0.37(0\sim5 \text{ 歳の係数}))}$ で除すことにより算出する。

(4) 検証の結果

- 第 1 類費基準額の年齢階級別の指数と上記(3)で算出した年代別消費の推計値の指数（いずれも全年齢平均を 1 としたもの）を比較したところ、以下ようになった。
- この結果、第 1 類費相当支出の年齢間の比率は、現在の生活扶助基準が想定するものよりもフラットに近いものであるという実態が認められた。

	0～5 歳	6～11 歳	12～17 歳	18～64	65～74	75～
消費の実態	0.97	0.99	1.04	1.03	0.98	0.89
生活扶助基準	0.78	0.94	1.07	1.06	1.00	0.92

4 級地別（第 1 類費及び第 2 類費）の基準額の検証

(1) 検証の考え方

- 第 1 類費、第 2 類費別に、生活扶助基準の級地間較差の比率（指数）と一般低所得世帯の級地間較差の比率（指数）について、どの程度乖離があるかを検証する。

(2) 検証に用いるデータ

- 3 と同じ。

(3) 検証の方法

- 年齢階級別の指数と同様に、回帰分析結果を用いて検証を行う。また、指数化についても年齢階級別と同様、回帰式の係数を用いて指数化する。例えば、2 級地 1 を基準とした 1 級地 1 の指数は、 $e^{(0.08(1 \text{ 級地 } 1 \text{ の係数}))}$ で算出される。ただし、係数が 5 %水準で有意でない級地区分については、2 級地 1 の消費水準と同じとしている。
- なお、第 2 類費についても第 1 類費と同様に回帰分析を行う必要があるが、

第1類費と同様、平成24年検証で用いたものに年収の要素を加え、第2類費相当支出の自然対数を被説明変数として推定した以下の回帰式を用いる。

・第2類費相当支出（N = 6603）

	係数	t値
定数項	9.75	138.70 ***
世帯人員数	0.17	8.13 ***
世帯人員数の2乗	-0.01	-5.31 ***
1級地1ダミー	0.04	2.06 *
1級地2ダミー	0.04	1.83 †
2級地2ダミー	0.05	1.70 †
3級地1ダミー	0.00	0.28
3級地2ダミー	0.01	0.67
ネット資産(貯蓄－負債)	0.00	15.47 ***
家賃地代支出の自然対数	-0.03	-22.27 ***
世帯年収の自然対数	0.12	7.56 ***
F値		140.05 ***
自由度調整済み決定係数		0.19

（有意水準は *** : $p < 0.001$ ** : $p < 0.01$ * : $p < 0.05$ † : $p < 0.1$ ）

（4）検証の結果

- 第1類費、第2類費別に基準額の級地間較差の指数と上記(3)で算出した級地間較差の推計値の指数（いずれも全級地平均を1とした指数）を比較したところ、以下のようになった。

・1類費

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
消費の実態	1.09	1.06	1.00	1.00	0.94	0.90
生活扶助基準	1.11	1.06	1.00	0.98	0.93	0.89

・2類費

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
消費の実態	1.03	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
生活扶助基準	1.11	1.06	1.00	0.98	0.93	0.89

- この結果、第1類費相当支出の級地間較差の比率は、現在の生活扶助基準が想定するものと同程度、第2類費相当支出については、現在のものよりもフラットに近いものであるという実態が認められた。

5 世帯人員別（第1類費及び第2類費）の基準額の検証

(1) 検証の考え方

- 第1類費、第2類費別の生活扶助基準額の世帯人員別の比率（指数）が、一般低所得世帯の生活扶助相当支出額の世帯人員別の比率（指数）とどの程度乖離しているかを検証する。

(2) 検証に用いるデータ

- 3及び4と同じ。

(3) 検証の方法

- 以下の2つの方法により検証を行う。

ア 実データを用いる場合

- 世帯人員毎の世帯の消費の平均値（第1類費相当支出、第2類費相当支出別）を算出して単身世帯を1とした指数にし、各世帯人員の世帯の基準額の指数と比較する。なお、生活扶助相当支出は、年齢構成や居住地域（級地区分）、住宅費の状況によって異なることが想定される。このため、第1類費については、世帯人員別の世帯の第1類費相当支出額を、「年齢体系の検証の結果得られた各年齢階級に応じた第1類費相当支出額の指数の世帯員一人当たりの平均値」と「級地間較差の検証の結果得られた第1類費の各級地区分の指数」及び「家賃地代支出の自然対数に第1類費の回帰式における家賃地代支出の係数を乗じたもの」を乗じたもので除すことにより、第2類費については、世帯人員別の世帯の第2類費相当支出額を、「級地間較差の検証の結果得られた第2類費の各級地区分の指数」及び「家賃地代支出の自然対数に第2類費の回帰式における家賃地代支出の係数を乗じたもの」を乗じたもので除すことにより、世帯の年齢構成や級地区分、住宅費の状況が同程度であると想定したときの消費をもとに世帯人員別の指数を算出している。

イ 回帰分析を用いる場合

- 回帰分析の結果から年齢階級別の指数と同様に、回帰式を用いて検証を行う。なお、説明変数のうち年収については、世帯員1人当たり年収

を用いて行う。さらに、第1類費については、第2類費と同様の回帰式を用いる。この時の回帰式は次の表のとおりである。

・第1類費、第2類費相当支出（N = 6603）

	第1類費相当支出		第2類費相当支出	
	係数	t値	係数	t値
定数項	9.57	128.55 ***	9.85	55.48 ***
世帯人員数	0.55	31.87 ***	0.32	7.48 ***
世帯人員数の2乗	-0.04	-20.32 ***	-0.02	-4.99 ***
1級地1ダミー	0.08	4.31 ***	0.08	1.64
1級地2ダミー	0.06	2.73 **	0.05	1.55
2級地2ダミー	0.02	0.76	0.06	1.49
3級地1ダミー	-0.07	-4.91 ***	-0.02	-0.77
3級地2ダミー	-0.12	-6.60 ***	0.03	1.04
ネット資産(貯蓄－負債)	0.00	15.92 ***	0.00	8.62 ***
家賃地代支出の自然対数	-0.01	-7.97 ***	-0.02	-5.90 ***
世帯員一人当たり年収の自然対数	0.11	7.24 ***	0.04	1.03
F値	330.31 ***		56.19 ***	
自由度調整済み決定係数	0.37		0.24	

(有意水準は *** : $p < 0.001$ ** : $p < 0.01$ * : $p < 0.05$ † : $p < 0.1$)

- また、指数化についても回帰式の係数を用いて指数化する。例えば第1類費における3人世帯の、単身世帯を1とした指数については、 $e^{(0.55(\text{世帯人員数}) \times 3 + (-0.04(\text{世帯人員数の2乗})) \times 3^2)}$ を $e^{(0.55 \times 1 + (-0.04) \times 1^2)}$ で除することにより算出される。
- なお、世帯人員別の指数を回帰式から算出する場合、第1類費の年齢、級地の指数についても年収に関する説明変数を世帯員1人当たり年収とした以下の回帰式を用いる。

・第1類費相当支出（N = 6603）

	係数	t値
定数項	9.64	129.17 ***
0～5歳人員数	0.46	24.26 ***
6～11歳人員数	0.49	24.86 ***
12～17歳人員数	0.53	26.81 ***
18～64歳人員数	0.53	30.04 ***
65～74歳人員数	0.48	23.49 ***
75歳以上人員数	0.38	17.80 ***
世帯人員数の2乗	-0.04	-17.79 ***
1級地1ダミー	0.08	4.32 ***
1級地2ダミー	0.05	2.46 *
2級地2ダミー	0.02	0.79
3級地1ダミー	-0.07	-4.86 ***
3級地2ダミー	-0.11	-6.16 ***
ネット資産（貯蓄－負債）	0.00	16.55 ***
家賃地代支出の自然対数	-0.01	-9.15 ***
世帯員一人当たり年収の自然対数	0.12	7.91 ***
F値		243.31 ***
自由度調整済み決定係数		0.39

(4) 検証の結果

- 第1類費、第2類費別に世帯人員別の基準額の指数（単身世帯を1としたもの）と上記(3)で算出した世帯人員別の消費の指数を比較したところ、次のようになった。

ア 実データを用いる場合

・1類費

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
消費の実態	1.00	1.71	2.15	2.40	2.84
生活扶助基準	1.00	1.77	2.51	3.07	3.57

・2類費

	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1
消費の実態	1.00	1.47	1.63	1.70	1.70
生活扶助基準	1.00	1.23	1.45	1.51	1.61

イ 回帰分析を用いる場合

・ 1 類費

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
消費の実態	1.00	1.52	2.11	2.70	3.15
生活扶助基準	1.00	1.77	2.51	3.07	3.57

・ 2 類費

	1 級地 1	1 級地 2	2 級地 1	2 級地 2	3 級地 1
消費の実態	1.00	1.28	1.56	1.81	2.00
生活扶助基準	1.00	1.23	1.45	1.51	1.61

○ この結果、ア（実データ）、イ（回帰分析）を用いる場合ともに、現行の指数に比べ、第 1 類費については、世帯人員が増えるにつれて消費の実態の方が世帯人員間の増加幅が小さくなるが、第 2 類費については、世帯人員が増えるにつれて消費の実態の方が世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

○ また、第 1 類費については、2 人世帯の指数に着目すると、現行の基準に比べてア（実データ）の結果は近似するのに対して、イ（回帰分析）の結果は指数に開きがある。第 2 類費については、現行の基準に比べて、ア（実データ）、イ（回帰分析）共に、全般的に消費の実態に基づく指数の方が高い結果となっているが、ア（実データ）では、2 人世帯、3 人世帯の指数の差が大きいのに対し、イ（回帰分析）は 4 人以上の多人数世帯の差が大きい。

○ なお、ア（実データ）の第 2 類費の 4 人世帯の指数については、計測結果が 3 人世帯の指数を下回るため、平成 24 年検証と同様の手法により、4 人世帯以外の情報を用いて得られる指数の近似曲線の式（世帯人員別指数＝ $e^{0.07 \text{ 人員数}^{0.33}}$ $R^2 = 0.88$ ）を用いて算出した。

6 母子加算の検証

(1) 検証の考え方

○ ひとり親世帯のかかり増し費用について、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差に着目して検証を行う。

(2) 検証に用いるデータ

○ 夫婦子 1 人世帯及びひとり親（子 1 人）世帯とする。なお、1 と同様、生

活保護世帯と推察される世帯は除去している。

(3) 検証の方法

- エンゲル係数を用いた分析の考え方に鑑み、固定的経費の支出割合が同程度の世帯は、その厚生水準も同程度であるという仮定の下、ひとり親（子1人）世帯が、夫婦子1人世帯の厚生水準と同程度の厚生水準を達成するために必要な消費水準を回帰式により推計する。この消費水準とひとり親（子1人）世帯における第1類費、第2類費の合計との差額を母子加算と位置づけ、母子加算の額を検証する。

ア 回帰式の推定

- 固定的経費の支出割合に与える主な要素としては、世帯構成や消費支出に加え、持ち家の有無の状況等が考えられる。このようなことを考慮し、固定的経費の支出割合を被説明変数とする回帰式を推定した結果は次の表のとおりである。

・ 固定的経費の支出割合（N = 3784）

	係数	t 値
定数項	3.13	69.86 ***
消費支出の自然対数	-0.21	-57.52 ***
持ち家ダミー	-0.15	-43.59 ***
ひとり親ダミー	-0.05	-8.60 ***
F値	1791.5 ***	
自由度調整済み決定係数	0.59	

（有意水準は ***：p<0.001 **：p<0.01 *：p<0.05 †：p<0.1）

(4) 検証の結果

- 1(4)エのとおり、夫婦子1人世帯は消費支出階級第11・五十分位値で消費構造が変化しており、第11・五十分位値における固定的経費の支出割合（理論値）は52.6%となっている。
- ひとり親（子1人）世帯の固定的経費の支出割合は夫婦子1人世帯の同程度とし、ひとり親（子1人）世帯の持ち家の保有割合は37.3%であることから、夫婦子1人世帯と同程度の厚生水準であるために必要なひとり親（子1人）世帯の消費水準は、回帰式から $e^{(0.526-3.13-(-0.15)\times0.373-(-0.05)) / (-0.21)}$ で算

出される。さらに、ひとり親（子１人）世帯における消費支出に占める生活扶助相当支出の割合は 73.2%であることから、ひとり親（子１人）世帯が夫婦子１人世帯と同程度の生活水準となるために必要な生活扶助相当支出額はとしては約 13 万円となる。